

国際取引法学会

2025年7月25日

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート客員所員 飯田匡一

1. 報告タイトル

「会計処理と任務懈怠—東京地判令和5年3月28日判決、東京高判令和7年3月19日判決—」

2. 報告概要

会計処理に関する任務懈怠責任について判断が下された第一審判決（東京地判令和5年3月28日判決資料版商事473号87頁、金判1679号2頁）に対する控訴審判決（東京高判令和7年3月19日判決 令和5(ネ)2927）が、本年3月19日に言い渡された。第一審判決は、米国会計基準に準拠して作成された連結計算書類等に係る会計処理の適法性について、その判断基準を詳細に示した点において、重要な意義を有するものと評価されている。

本報告においては、まず取締役の任務懈怠責任に関する法理の概説を行う。その上で、損失引当金の計上、利益の計上等会計処理に関する任務懈怠が主要な争点となった上記両判決における判断の相違点を中心に、検討・比較を行うこととする。